

一般社団法人 NTDs Youth の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 NTDs Youth の会と称する。

2 当法人の名称の英文における表示は、NTDs Youth Organization とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、顧みられない熱帯病 (NTDs) の制圧を目的として活動を行う。その目的を達成するために、NTDs の認知度を高め、人々がこの課題を身近なものとして受け止め、共感し、行動することを促進する使命を担う。また、NTDs の疾病負荷を軽減するために、国内外の組織と連携し、最新の知識と技術を活用して NTDs に対する貢献を加速させる。

(事業の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を国内外で行う。

- (1) 国内外において、NTDs の認知度を高める活動を行う。
- (2) NTDs の情報収集を行う。
- (3) NTDs についての研究開発を行う。
- (4) NTDs に関する出版活動を行う。
- (5) NTDs を学ぶ者について教育を行う。
- (6) NTDs の影響を受ける人々への医療・保健協力を行う。
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。) 上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

- 3 理事のうちから、副代表理事、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができ、副代表理事、専務理事及び常務理事を以て業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は法令及びこの定款で定めるところにより、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところによる業務を分担執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事会において別に定めるところによる業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して発する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第37条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 基金の拠出者は、当法人が解散するときまで又は基金拠出者と合意した期日まで返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属等)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第49条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和6年3月末日までとする。

(設立時役員等)

第51条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 高泉 優
設立時理事 上杉 優佳
設立時理事 轟木 亮太
設立時代表理事 轟木 亮太
設立時監事 近藤 裕哉

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 1 住所 福岡県北九州市小倉北区中井4-7-13
設立時社員 氏名 轟木 亮太
- 2 住所 東京都練馬区東大泉1-20-34 ヴィークコート大泉学園 並木 Terrace 301
設立時社員 氏名 上杉 優佳
- 3 住所 東京都世田谷区深沢2-1-13-1003
設立時社員 氏名 高泉 優
- 4 住所 長崎県長崎市川口町1-3-903
設立時社員 氏名 近藤 裕哉
- 5 住所 京都市中京区御池通寺町西入ル御池大東町592
設立時社員 氏名 西川 和希
- 6 住所 千葉県我孫子市天王台1-21-6
設立時社員 氏名 富田 明澄

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人NTDs Youthの会設立のため、設立時社員兼設立時社員上杉優佳他4名の定款作成代理人轟木亮太は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年10月3日

設立時社員兼設立時社員上杉優佳他4名の定款作成代理人 轟木 亮太